

要 望 書

最近連日のようにベビーホテルでの子ども
の死亡事故が報ぜられているが、このような
事故は氷山の一角であり、各方面から指摘さ

れているように、ベビーホテルの実態そのものが、子どもの健やかな成長・発達を阻む、即ち子どもの人権（発達、成長権）の侵害を引き起こしかねない劣悪な設備と運営方法にあることに問題の根源がある。

児童憲章では「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ育てられ、その生活を保障される」と謳われ、憲法二五条をうけて、児童福祉法では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（二条）と定めており、国、地方自治体には子どもの健やかな成長・発達を保障するための条件整備をなすべき義務があること明らかである。そしてこのことは、国連の児童の権利宣言、国際人権規約においても明記され国際的常識ともなっている。

ベビーホテルの現状を放置することは、右のような国、地方自治体の義務違反である。ところで、厚生省は、従来、一貫して、家庭保育中心思想からぬけきれず、働く婦人の実態とニーズを無視し、産休あけ保育、長時間保育について否定的であった。そのため、一九六〇年代に働く婦人が飛躍的に増大する一方で、深刻な保育所不足、産休あけ保育

所、長時間保育所がない現実の中で、働く父母たちは、自らの力で、産休あけ保育、長時間保育を保障する無認可の共同保育所を地域につくり出してきたのであるが、行政側は、自らの保育行政の怠慢を、無認可保育所に肩代りさせてきたことを無視することができない。

将来的には、産休の延長（少なくとも産前産後各八週間）、自由選択制、有給、原職復帰を保障した育児休業制度の確立、育児時間の延長（少なくとも一日九〇分）が必要となるが、現実に産休あけから働き続けたい、正規の勤務時間まで働きたいという働く婦人の切実な要求を無視することは、働く婦人の権利を侵害する結果になり、これは、未批准ではあるが、政府自らが署名した国連の「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」にも反することになる。

従って、需要にみあった公立、認可保育所の増設、公立、認可保育所での産休あけ保育、保育時間の延長、夜間保育の実施などこそが、ベビーホテル解消の最も重要でかつ抜本的な解決策の一つである。

ところで、児童福祉法が保育所設置について、都道府県知事の認可を必要としたのは、

子どもの福祉や人権が侵害されることがないように、最低基準をもうけ、設備や運営方法が適切かどうかをあらかじめ審査する趣旨である。その趣旨からいえば、本来無認可の保育所は認められないはずであるし、将来的には、その方向を目指さなければならない。保育所の認可については、三〇人以上のものでなければ認可しないとする硬直した保育行政と、前述の保育所不足、産休あけ、長時間保育不実施等の怠慢行政とが、無認可保育所を黙認し、その結果が今日のベビーホテルの野放し状態を許してきたといえる。

児童福祉法の精神からいって、無認可保育所や、ベビーホテルについても、行政庁の調査監督が及ばなければ、国、地方自治体は、子どもに対する健全育成義務を果たさとはいえない。その点で、厚生省、東京都が今回ベビーホテルの実態調査に踏み切ったことは、当然のことである。

自由法曹団は、人権擁護の旗の下に結集している法律家の団体であるが、子どもの人権と、働く婦人の権利を守る立場から次のことを要望するものである。

記

一、需要にみあった公立、認可保育所の増設

一、公立、認可保育所での、産休あけ保育、一、現にあるベビーホテルの中で子どもが発
保育時間の延長、夜間保育の実施、そのため達上極めて有害と思われる施設については、
に施設の充実改善、保母の数を大巾に増やす 法五八条により事業停止ないしは閉鎖命令を
出すこと

一、将来的には認可保育所を原則として、無 一、事業停止や、閉鎖命令を出されたベビー
認可保育所、ベビーホテルを解消すること、 ホテルに入っていた子どもたちは乳児院や認
ただし暫定的には、少なくとも都道府県知事 可保育所で定員われが生じている保育所へ優
への届出を義務づけ、その上で、調査、監督 先的に措置すること
をなすこと。その際、単に安全衛生、事故防 一、二四時間保育を必要とする子どもについ
止の面からだけでなく、子どもの健やかな成 ては、乳児院を積極的に利用させること
長発達を保障するものかどうかを基準とする 一九八一年三月三一日
こと。その上で助成金を出す、ないしは大巾 自由法曹団 自由法曹団婦人部
に増やすこと